

日本工業大学学修規程

| 改正後 | 改正前(現行) |
|--|---|
| <p style="text-align: center;">第4章 進級要件及び卒業</p> <p>(2学年への進級要件)</p> <p>第20条 2学年への進級要件を次のとおりとする。</p> <p>(1) 休学期間を含まないで1年以上在学していること。</p> <p><u>(2) 学科が指定する科目の単位を修得していること。</u></p> <p>(3学年への進級要件)</p> <p>第21条 3学年への進級要件を次のとおりとする。</p> <p>(1) 休学期間を含まないで2年以上在学していること。</p> <p>(2) 修得単位数が、60単位以上であること。ただし、教職に関する科目及び自由科目の単位数は含まないものとする。</p> <p>(3) 学科が指定する科目の単位を修得していること。</p> <p>(4学年への進級要件)</p> <p>第22条 4学年への進級要件を次のとおりとする。</p> <p>(1) 休学期間を含まないで3年以上在学していること。</p> <p>(2) 修得単位数が、108単位以上であること。ただし、教職に関する科目及び自由科目の単位数は含まないものとする。</p> <p>(3) 学科が指定する科目の単位を修得していること。</p> <p><u>付 則</u></p> <p><u>この規程は、令和5年2月1日から施行し、同日に在籍する学生から適用する。ただし、平成29年度以前の入学生については従前の規程を適用する。</u></p> | <p style="text-align: center;">第4章 進級要件及び卒業</p> <p>(2学年への進級要件)</p> <p>第20条 2学年への進級要件を次のとおりとする。</p> <p>(1) 休学期間を含まないで1年以上在学していること。</p> <p><u>(2) 修得単位数が、30単位以上であること。ただし、教職に関する科目及び自由科目の単位数は含まないものとする。</u></p> <p>(3) 学科が指定する科目の単位を修得していること。</p> <p>(3学年への進級要件)</p> <p>第21条 3学年への進級要件を次のとおりとする。</p> <p>(1) 休学期間を含まないで2年以上在学していること。</p> <p>(2) 修得単位数が、60単位以上であること。ただし、教職に関する科目及び自由科目の単位数は含まないものとする。</p> <p>(3) 学科が指定する科目の単位を修得していること。</p> <p>(4学年への進級要件)</p> <p>第22条 4学年への進級要件を次のとおりとする。</p> <p>(1) 休学期間を含まないで3年以上在学していること。</p> <p>(2) 修得単位数が、108単位以上であること。ただし、教職に関する科目及び自由科目の単位数は含まないものとする。</p> <p>(3) 学科が指定する科目の単位を修得していること。</p> |

【改正点】

1. 現行規程で定められている1学年から2学年への進級に必要な修得単位数の要件を撤廃します。
2. 付則で施行日及び適用対象となる学生の在籍している基準日を明記しています。